

令和2年2月12日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官
平成30年(ワ)第22号 不当利得返還等請求事件(以下「第1事件」という。)
平成30年(ワ)第27号 貸金請求事件(以下「第2事件」という。)
口頭弁論終結日 令和元年12月17日

5

判 決

宮城県 [REDACTED]

第1事件原告兼第2事件被告 [REDACTED]

(以下「原告」という。)

同訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

10

宮城県 [REDACTED]

第1事件被告兼第2事件原告 [REDACTED]

(以下「被告」という。)

同訴訟代理人弁護士 [REDACTED]

主 文

15

1 原告の請求及び被告の請求をいずれも棄却する。

2 訴訟費用は、これを4分し、その3を原告の負担とし、その余は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

20

1 第1事件

被告は、原告に対し、2319万0164円及びこれに対する平成27年7月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 第2事件

25

原告は、被告に対し、780万円及びこれに対する平成30年11月24日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

第1事件は、原告の亡母の預貯金を管理していた被告が同預貯金につき無断で払戻しを受け、又は解約したところ、原告が亡母の被告に対する民法704条の不当利得返還請求権又は不法行為による損害賠償請求権を相続したとして、原告が、被告に対し、同条の不当利得返還請求権又は不法行為による損害賠償請求権に基づき、被告が払戻しを受け、又は解約した原告の亡母の預貯金相当額及びこれに対する最終の不当利得日ないし不法行為日（原告の亡母の死亡日）である平成27年7月8日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

第2事件は、原告に対して金員を貸し付けるなどしたとして、被告が、原告に対し、消費貸借契約ないし準消費貸借契約に基づき、貸金合計780万円及びこれに対する第2事件訴状送達の日の翌日である平成30年11月24日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（証拠等を掲げていない事実は当事者間に争いがない。）

（1）当事者等

ア 原告は、昭和[]生まれで、漁師として稼働していた男性である。原告は、亡 A （以下「亡 A」という。）の子であり、唯一の相続人である。

イ 被告は、昭和[]生まれの男性であり、亡 A の姉の子（原告の従兄）である。

ウ 亡 A は、大正[]生まれで、小学校の教員として稼働していた女性である。亡 A は、平成22年6月10日に宮城県気仙沼市所在の特別養護老人ホーム[]園（以下「[]園」という。）に入所し、[]園で生活していたところ、平成27年7月8日午前4時2分、同市内にある入院先の猪苗代病院において、死亡した（第1事件乙11。以下、特段の記載のない限り、書証の引用は第1事件の書証をいう。）。

(2) 亡人Aは、平成18年10月9日付で、遺言書（以下「本件遺言書1」という。）を作成した。本件遺言書1には、亡人Aが所有する「不動産全部」「郵便局及び気仙沼信用金庫気仙沼松岩支店の定額預金」を原告に相続させ、「その他の預貯金、現金、動産数一切」を被告に遺贈する旨の記載がある（乙1, 3）。

また、亡人Aは、同年11月9日付で遺言書（以下「本件遺言書2」といい、本件遺言書1と併せて「本件各遺言書」という。）を作成した。本件遺言書2には、亡人Aの祭祀の承継者を被告と定める旨の記載がある（乙2, 3）。

10 (3) 原告は、平成19年7月27日付で、次の記載のある被告宛て「借用証」（以下「本件借用証1」という。）を作成した（乙3, 第2事件甲1）。なお、原告が所有する漁船は、平成23年3月11日、東日本大震災で喪失した。

ア 一 280万円を「平成19年8月30日まで借用致します。」

イ 追記

ウ 一 借用金平成19年4月27日に金100万円也

エ 二 借用金平成19年7月27日に金180万円也

オ 三 「右借用金額合計金280万円也を借用人所有漁船売却代金全額を入金しだいお支払いをお約束を致します。」

20 (4) 原告は、平成19年9月20日付で、次の記載のある被告宛て「借用証」（以下「本件借用証2」という。）を作成した（乙3, 第2事件甲2）。

ア 金500万円也

イ 「右の金額を借用致します。」

ウ 「宅地売却しだいお支払いを致します。」

25 (5) 被告は、平成22年10月13日から平成27年7月8日までの間に、別紙1記載のとおり（同別紙記載の各預貯金口座について、順に「本件ゆうちよ口座」、「本件七十七口座」、「本件信金口座」、「本件労金口座」という。），

次の亡 A 名義の預貯金合計2994万7972円の払戻しを受けた（以下、同各払戻しを併せて「本件各払戻し」という。）。

ア 本件ゆうちょ口座 合計1131万1079円

イ 本件七十七口座 合計1603万9890円

ウ 本件信金口座 50万円（平成27年7月8日に払い戻されたもの。なお、平成23年9月30日に払い戻された3万5700円については（甲8），原告は、被告に対して請求していない。）

エ 本件労金口座 209万7003円（ただし、平成22年11月30日に出金されている8000円については、履歴上、「固定資産税」との記載がある（甲9）。）

（6）原告は、平成30年12月25日の第1事件弁論準備手続期日において、被告に対し、亡 A の相続について遺留分減殺請求をした。

（7）原告は、平成31年2月5日の第2事件弁論準備手続期日において、被告に対し、本件借用証1及び2に係る各消費貸借契約ないし準消費貸借契約に基づく貸金債務につき、消滅時効を援用するとの意思表示をした。

2 争点及びこれに対する当事者双方の主張

（1）争点(1)(本件各払戻しについての不当利得又は不法行為の成否－第1事件)について

（原告の主張）

ア 亡 A は、平成22年10月、アルツハイマー認知症と診断され、被害妄想やせん妄症状が認められるとともに、移動、就寝、入浴、着替え等について介助が必要となったため、平成23年4月4日、■園に入所した。

被告は、平成21年頃から亡 A の預貯金の管理を始めていたが、特に亡 A が■園に入所した後は、専ら亡 A の預貯金の払戻しを受け、施設費等の支払をするようになった。亡 A は、アルツハイマー認

知症と診断され、預貯金に関する管理能力を失っていたから、被告が受けた本件各払戻しが亡 A の意思に基づくものとみる余地はない。

亡 A が ■園に入所した後に亡 A のために費消された金員は、
■園の施設費程度であると考えられるから、本件各払戻しがされた合計
2994万7972円のうち、別紙2記載の平成23年4月以降の亡 A
の ■園の施設利用料合計675万7808円を控除した残額231
9万0164円について、不当利得又は不法行為（以下「不当利得等」と
いう。）が成立する。

なお、本件各払戻しについて法律上の原因があることは、被告が立証し

10 なければならない。

イ 被告は、亡 A の預貯金の使途について主張するが、被告がメモ（以
下「本件メモ」という。）を作成しているとして主張する使途についてすら、
その合計は1100万円程度にすぎず、しかもそのうち675万円は ■
園の施設利用料であって、使途不明金の総額にはるかに及ばず、その総額
15 を月額に引き直すと40万円以上に及ぶところ、施設入所者である亡 A
が施設利用料以外に月額40万円以上の金員が必要となるとは考えられ
ず、被告が引き出した預貯金等を亡 A に渡していたとは考えられない。
この点、被告が亡 A のために費消した旨主張する亡 A の預貯金で、
原告が第1事件において支払を求めているもののうち亡 A の日常生活
20 費や医療費等として支出したものということができるのは、別紙3記載の
もののうち、同別紙の網掛け部分合計25万8681円のみであり、これ
らのうちにも、亡 A のために支出されたことが明らかでないものが含
まれる。

20

また、被告は、東日本大震災による被災者の支援等に支出した旨主張す
るが、上記アのとおり、亡 A は、平成22年10月、アルツハイマー
認知症と診断されており、そのような支援等を行う意思能力があったとは

認められず、そのような支援を行ったことを示す証拠は全く存在しない。

なお、仮に、亡 A が平成 23 年 4 月以前から ■■園を利用していたとしても、原告が請求しているのは平成 22 年 10 月以降に引き出された預貯金についてであり、それ以前の施設利用料は第 1 事件に係る請求とは無関係である。

5

(被告の主張)

ア 被告が亡 A に無断で亡 A の預貯金の払戻しを受けたことは、否認する。

10

15

20

亡 A は、平成 22 年 6 月 10 日頃、妹である B (以下「B」という。) と一緒に ■■園に入所し、被告は、その頃から、亡 A から生活の支援や預貯金の管理、払戻し、支払等の事務を委託され、預貯金通帳を被告の自宅の金庫に入れて保管し、亡 A の委託に基づいて亡 A の預貯金の払戻しを受け、支払等をしたものである。また、亡 A は、B と一緒に ■■園に入所して生活し、日々その他の経済的活動をしていたものであり、亡 A の経済活動は、■■園の施設利用にとどまらない。被告は、このような亡 A の依頼に基づいて預貯金の払戻しを受け、必要な支払等をしていたものであって、亡 A の預貯金について被告に利得はない。さらに、亡 A は、■■園に金員を預けて自己保管しており、おやつ代やパーマ代などの支払をしていたが、被告は、これら自己保管金については関与していない。

イ 被告は、被告が行った財産管理の内訳について、本件メモを作成しており、また、亡 A は、東日本大震災の被害を受けた親しい知人らへの援助や、世話をになった方にお礼として、30 万円ないし 300 万円の現金を贈与した。

25

例えば、被告は、平成 23 年 6 月 21 日に見舞金 5 万円をもらい、同年から平成 24 年頃にかけて、30 万円を数回、合計 100 万円ないし 30

5 0万円の贈与を受け、また、亡 A は、一番下の妹である C に対し、仙台から身の回りの片づけ等のために来てくれたお礼として300万円を渡している。亡 A は、被告が預かっている現金の額を分かっており、被告に対し、むこう（原告）にやるのは100万円位でよい、超えた分は引き下ろしてくれ、使うからなどと述べ、被告は、亡 A のそのような指示に基づいて預貯金を引き下ろしてタンス預金をし、適当な金額になると、亡 A の指示で亡 A に渡し、亡 A は、知人等に支援金や御礼金として渡したものである。

10 ヴ 平成24年8月21日に本件七十七口座から50万円が払い戻されているが、同金員は、本件信金口座に入金されており、被告に利得はなく、亡 A の収入にもなっていない。

15 エ 原告は、平成23年5月23日から平成27年7月13日までに ■園の施設利用料について、第1事件に係る請求から控除するとしているが、 ■園の施設利用料は、平成22年6月からかかっており、同月分から平成23年4月3日までの利用料合計189万1195円について、本件信金口座及び本件七十七口座から払戻しを受けて支払っている。

20 オ 本件ゆうちょ口座は、亡 A が死亡した日に解約され、また、本件七十七口座から、同日に90万円が払い戻されているが、これは、預貯金が凍結されると面倒であるため、解約ないし払戻しを受けたものであり、被告は、これらを葬儀費用等に充てた。

カ 本件労金口座は、平成22年12月10日に解約されているが、これは、亡 A が被告に対し、解約を依頼したもので、被告が亡 A に解約金208万9003円を届けると、亡 A が被告に対して同金員を贈与したものである。

25 キ なお、被告は、平成27年7月20日、自宅において、原告に対し、亡 A の不動産の権利証、気仙沼信用金庫の100万円の定額預金証書及

び現金100万円を交付しようとしたが、原告は、受取を拒否し、原告の亡父の遺族年金を交付するよう述べて投げ返した。また、被告は、原告に対し、[REDACTED]を通じて上記証書を渡し、原告は、これを現金化した。さらに、原告は、平成28年4月5日、亡 A 所有の[REDACTED]
[REDACTED]の宅地及び同宅地上の建物につき、相続登記を経由した。

5

(2) 争点(2) (不当利得返還請求権ないし損害賠償請求権の遺贈—第1事件)について

(被告の主張)

10

15

本件遺言書1において、原告が相続する遺産の範囲が明確にされており、また、本件遺言書1には、「その余の預貯金、現金、動産数一切」を被告に遺贈する旨記載されているところ、「数」とされているのは、亡 A が数々の遺産を被告に遺贈する趣旨又は「数」が「類」の誤記であるとすると、債権、債務など一切を含む趣旨である。さらに、亡 A は、本件遺言書2において、自己の祭祀承継者として、長男である原告ではなく、殊更に被告を指定している。これら本件各遺言書を合わせ読めば、亡 A は、原告には亡 A の所有する不動産全部及び定額預金のみを相続させ、亡 A の他の遺産一切について原告には相続させず、祭祀承継者に被告を指定し、亡 A は、原告との縁を切ったものである。

20

したがって、仮に、亡 A の被告に対する上記(1) (原告の主張) の不当利得返還請求権又は不法行為による損害賠償請求権があるとしても、原告は、これを相続しない。

(原告の主張)

25

本件遺言書1に記載されている遺産は、預貯金、現金及び動産であり、また、「数一切」「類一切」との文言は、預貯金、現金及び動産に類するものを示すにすぎず、不当利得返還請求権又は不法行為による損害賠償請求権は本件遺言書1にいう遺産に含まれないことは、明らかである。

また、本件遺言書1が作成されたのは、平成18年であるところ、上記請求権が発生したのは、平成22年以降であり、いまだ発生していない上記各請求権について、本件遺言書1によって遺贈したと解することはできない。

(3) 争点(3)（遺留分の有無－第1事件）について

5 (原告の主張)

仮に、亡 A の被告に対する上記(1)（原告の主張）の不当利得返還請求権又は不法行為による損害賠償請求権が被告に遺贈されたとしても、原告は、被告に対し、遺留分減殺請求をする。

(被告の主張)

10 原告は、少なくとも [REDACTED] の宅地（固定資産税評価額551万3356円）、同宅地上の建物（同88万2894円）及び定期預金100万円の合計739万6250円の遺産を相続しているから、原告の遺留分の侵害はない。

15 なお、原告は、第2事件において、亡 A から多額の贈与を受けていることを自認しており、同贈与を考慮すれば、原告の遺留分の侵害はない。

(4) 争点(4)（平成19年7月27日付け貸付け等の有無－第2事件）について
(被告の主張)

ア 被告は、平成19年4月27日、原告に対し、100万円を貸し付けた上、同年7月27日、原告に対し、新たに180万円を貸し付けたところ、
20 その際、原告との間で、上記100万円の貸付けについて、準消費貸借契約を締結し（以下、同日にされた合計280万円に係る契約を「本件契約1」という。）、合計280万円の貸付けについて、同年8月30日を弁済期とする本件借用証1を締結した。

イ 原告は、平成19年8月30日までに、被告に対し、本件契約1に基づく貸金債務を弁済しなかった上、被告は、更に同年9月20日に本件借用証2に係る500万円の借増しをしなければならなくなつたところ、原告

と被告は、その際、本件契約1に基づく貸金債務の弁済期を、原告が所有する漁船の売却代金が入金され次第支払うこととする旨変更した。上記変更後の弁済期の約定は、原告が所有する漁船の売却代金が入金されるまで本件契約1に基づく弁済を猶予する不定期限を付したものであり、当該漁船が喪失し、売却代金が入金されないことが確定した時点で、弁済期が到来したものである。

この点、原告は、原告が所有する漁船の売却代金が入金され次第支払うとの記載について、返済資金の調達方法を記載したにすぎない旨主張するが、返済資金の調達方法を記載したのは、調達ができ次第、同日以前であっても弁済する旨を明確にし、原告が売却代金を受領した時点で本件契約1に基づく貸金債務の弁済期が到来することを合意したものである。

ウ 原告が所有する漁船は、平成23年3月11日、東日本大震災で喪失したため、漁船の売却の可能性はなくなったから、同日時点で本件借用証1に係る債務の弁済期が到来した。

15 (原告の主張)

ア 原告は、亡 A の存命中、被告を通じて亡 A から金銭的支援を受けることはあったが、被告から、生前贈与を行うと贈与税がかかるため、金銭消費貸借契約を締結する形式をとって課税を免れた方が良い旨言われたことから、生前贈与であるにも関わらず、被告に対する金銭消費貸借契約書を作成したことがある。したがって、原告は、被告が主張する借入れを受けていない可能性が高い。

イ 本件契約1に基づく貸金債務の弁済期は平成23年3月11日であるとの被告の主張は、否認する。

仮に、原告が平成19年7月27日に被告から借入れを受けていたとしても、原告と被告は、同年8月30日を定期限とする消費貸借契約ないし準消費貸借契約を締結しているものと考えられる。

5

また、原告と被告との間で、本件契約1に基づく貸金債務の弁済期について、原告が所有する漁船の売却代金が入金されるまで本件契約1に基づく弁済を猶予する不定期限が付されたことは、否認する。上記のとおり確定期限が定められているのであって、本件借用証1にされた原告が所有する漁船の売却代金が入金され次第支払うとの記載は、単に返済資金の調達方法を記載したものにすぎない。

(5) 争点(5) (本件契約1に基づく貸金債務の消滅時効の成否－第2事件)について

(原告の主張)

10

上記(4)(原告の主張)イのとおり、仮に、原告が平成19年7月27日に被告から借入れを受けていたとしても、原告と被告は、同年8月30日を貸金債務の確定期限とする契約を締結しているものと考えられることから、本件契約1に基づく貸金債務について、消滅時効が完成している。

(被告の主張)

15

上記(4)(被告の主張)のとおり、本件契約1に基づく貸金債務の弁済期は、平成23年3月11日であるから、本件契約1に基づく貸金債務の消滅時効は完成していない。

(6) 争点(6) (本件契約1に基づく貸金債務の弁済－第2事件)について

(原告の主張)

20

亡人Aは、被告に対し、本件契約1に基づく貸金債務280万円につき、原告に代わって弁済した。

(7) 争点(7) (平成19年9月20日付け貸付けの有無－第2事件)について

(被告の主張)

25

ア 被告は、平成19年9月20日、原告に対し、500万円を、原告が宅地を売却し次第弁済する約定で貸し付けた(以下「本件契約2」という。)。

イ 本件借用証2に記載された宅地を売却し次第弁済するとの合意は、その

売却代金を取得することで原告に経済的余裕ができるから、その時点まで支払を猶予したもので、原告が上記宅地を売却し次第弁済するという不確定定期限を付したものである。したがって、同宅地の売却可能性がある限りは、その売却代金の入金時まで弁済を猶予するが、その可能性がなくなつたときは、その時点で弁済期が到来することとなり、また、原告に経済的余裕ができれば、その時点で弁済期が到来することとなる。

気仙沼市は、平成19年9月20日、原告所有の[REDACTED]の宅地を差し押さえ、仙台地方裁判所は、平成23年3月8日、日立キャピタル株式会社の申立てにより、同宅地につき強制競売開始決定をしたが、同強制競売による差押えは、同年4月17日、取下げにより終了し、気仙沼市による差押えは、平成27年3月5日、解除された。また、同宅地に気仙沼信用金庫に対して抵当権が設定されていたが、同抵当権は、平成25年12月10日、弁済により消滅した。

原告が気仙沼信用金庫に対する債務を弁済し、上記宅地に設定されていた抵当権が消滅し、同宅地の差押えが解除されたのは、原告に経済的余裕ができたことの証左であり、気仙沼市の差押えが解除された平成27年3月5日に、本件契約2に基づく貸金債務の弁済期が到来したものというべきである。

(原告の主張)

ア 上記(4) (原告の主張) アと同様に、原告は、被告が主張する貸付けを受けていない可能性が高い。

イ 本件借用証2の宅地を売却し次第弁済する旨の記載は不確定定期限を定めたものであるところ、気仙沼市の差押えが解除された平成27年3月5日に、本件契約2に基づく貸金債務の弁済期が到来したとの被告の主張は、否認する。

本件借用証2の上記記載をもって不確定定期限を定めたものとはいえず、

仮に、同記載をもって不確定期限を定めたものであるとしても、原告は、所有地をいまだ売却していないから、同期限は到来していない。

(8) 争点(8)（本件契約2に基づく貸金債務の消滅時効の成否－第2事件）について

（原告の主張）

仮に、原告が平成19年9月20日に被告から借り入れを受けていたとしても、本件借用証2には弁済期は記載されていないから、期限の定めなく借り入れたものである。したがって、本件契約2に基づく貸金債務については、同日から1ないし2か月程度の相当期間の経過後から消滅時効期間が進行し、既に消滅時効が完成している。

上記(7)（原告の主張）のとおり、被告の主張は、争う。

（被告の主張）

上記(7)（被告の主張）のとおり、本件契約2に基づく債務の弁済期は、平成27年3月5日であるから、本件契約2に基づく貸金債務の消滅時効は完成していない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（本件各払戻しについての不当利得等の成否）について

（1）認定事実

前提事実、後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

ア 亡 A は、昭和14年2月21日に亡 [] と婚姻し、同年12月10日、同人との間に原告をもうけたが、亡 [] は、同月13日、中華民国湖北省において戦死した。亡 A は、間もなく原告を連れて被告が居住する実家に帰り、原告と被告は、同居するようになった。（甲1の3、甲2、乙12）

イ 亡 A は、その後の人生を考え、原告を実家に預けて教職を目指して勉強していたところ、原告の父方祖父は、原告を自宅に連れ帰り、以後、

原告と亡 A は別居するようになった（乙12）。

その後、亡 A は、小学校の教員となり、昭和35年頃から、気仙沼市内で一人暮らしをしていた（甲12、乙12）。

ウ 亡 A は、平成18年11月9日頃、被告を連れて [REDACTED]

5 [REDACTED] 弁護士の法律事務所を訪ね、同事務所において本件各遺言書を作成した。亡 A は、被告に対し、遺言書を作成した旨、亡 A の後を託する旨述べ、同弁護士に、本件各遺言書を預けた。（前提事実(2)、乙12）

なお、仙台家庭裁判所気仙沼支部は、平成27年12月17日、本件各遺言書を検認した（乙1ないし3）。

10 エ 亡 A は、妹である B と共に暮らそうと考え、平成22年6月10日、B と共に、気仙沼市 [REDACTED] 所在の [REDACTED] 園に短期入所者として入所した。その際、亡 A は、要支援1の要支援状態にある要支援者であった。亡 A は、かねて自己の預貯金通帳及び印鑑を自ら管理していたところ、上記のとおり [REDACTED] 園に入所する際、被告に対し、それらの管理を託した。なお、同月8日、本件七十七口座から400万円が現金で払い戻されている。（甲1の1・2、甲7、乙11、12、被告本人）

15 オ 亡 A は、平成22年6月下旬、要支援2の要支援状態にあるとされたところ、同年10月、アルツハイマー認知症と診断され、同月から要介護1の要介護状態にある要介護者とされた。亡 A は、平成23年4月4日、[REDACTED] 園への入所について、短期入所から長期入所に変更された。（甲3、4、乙11）

カ 亡 A は、平成23年4月9日午前、呂律が回らない症状が見られたものの、病院では、受け答えがはっきりしていた（甲4・2頁）。また、亡 A は、平成24年4月5日、めまいがしたことについて、別になんてことないし物を取ろうとして無理した旨答え、入浴について、「入ります、普通に」と強い口調で答え（同47頁）、平成27年4月24日には、「こ

んにちは、どうも。」と挨拶し、体調について「あまり良くないです。」と答える（同150頁）などした。

他方、亡 A は、平成23年7月14日には、「若い女の人が今までいたんだけど、トイレって言つたらいなくなったの」と（同18頁）、同月29日には、男性が頼んでもいない寿司を持ってきた旨（同20頁）、平成25年2月27日には「今、検査してた。」「のりの毒の検査」（同86頁）と述べ、■園の職員からせん妄と考えられるとの評価を受けていた。

キ 被告は、亡 A が ■園に入所している間、しばしば ■園に亡 A を訪ねた。また、被告は、別紙1記載のとおり、本件各払戻しを受けたところ、本件七十七口座及び本件信金口座から払戻しを受けた金員やその使途の一部（■園の利用料、■園への預け金（■園が管理し、亡 A の医療費等に支出するもの）、香典、文具代、通信費、関係者への贈与金等）について、日付、項目及び金額を1円単位で記載した本件メモを作成した。本件各払戻しのうち、別紙1に「◎」又は「○」の記載のないもの（本件信金口座のうち、公共料金等の自動振替に係るものを除く。以下同じ。）については、本件メモに払戻日、払戻金額及び払戻し元の金融機関名が記載されている。他方、本件信金口座には、平成24年8月21日に50万円が、本件ゆうちょ口座には、平成26年5月14日、同年11月19日及び平成27年5月7日に10万円ずつが、本件七十七口座には、平成26年6月6日に18万円がそれぞれ入金されている。（前提事実（5）、甲4ないし8、乙5、11、12（枝番号を含む。）、被告本人）

ク 亡 A は、平成27年7月8日午前4時2分、死亡した。被告は、同日、本件ゆうちょ口座から242万1079円、本件七十七口座から90万円、本件信金口座から50万円（合計382万1079円）の払戻しを受けた。（前提事実（1）ウ、（5））

（2）検討

ア 上記(1)の認定事実によれば、亡 A は、平成 18 年に、本件各遺言書を作成し、被告に対して亡 A の不動産及び定額預金を除く全ての財産を遺贈し、祭祀を被告に委ねる旨の遺言をしたこと、妹と共に [] 園に入所する際に、被告に対し、亡 A の預貯金通帳を預けたこと、被告は、亡 A の生存中、亡 A の預貯金の払戻しや払戻しを受けた金員の使途の一部について、詳細な本件メモを作成していることが認められる。

そして、上記(1)の認定事実によれば、本件各払戻しのうち、別紙 1 に「◎」又は「○」の記載のないものについては、本件メモに払戻日、払戻金額及び払戻し元の金融機関名が記載されていることが認められる。

以上を総合すると、被告は、少なくともこれらの払戻金については、亡 A の個別的な指示又は包括的な指示に基づいて、適切に管理していたものと推認されるというべきであり、これを覆すに足りる証拠はない。したがって、これらの払戻しについて不当利得等が成立するとは認められない。

なお、上記(1)の認定事実によれば、被告は、平成 24 年 8 月 21 日、本件七十七口座から 50 万円の払戻しを受けたこと、同日、本件信金口座に同額が入金されていることが認められることから、被告が同日に払戻しを受けた 50 万円については、この点に照らしても不当利得等が成立するとは認められない。

イ(ア) 本件各払戻しのうち、別紙 1 に「◎」の記載のあるものについてみると、これらの払戻しについて、本件メモに記載はない。

(イ) この点、被告は、要旨、亡 A の依頼に基づき、亡 A の親戚や知人のうち東日本大震災で被災した者等に対し、亡 A の預貯金から払戻しを受けて支援金等として数十万円から数百万円の現金を交付した旨、交付した日時、相手方及び金額等の詳細は記憶していない旨、それらの支援金等については、本件メモに記載していないものもある旨供述

する。

(ウ) 検討するに、亡 A が [] 園に入所した平成22年6月10日に [] ほか7名に合計20万円、平成23年6月21日に被告を含む7名に合計35万円、平成24年5月28日に [] に100万円をそれぞれ交付したことについて、本件メモに記載されていることからすると(乙5の1ないし3)，支援金等については、本件メモに記載されているものと記載されていないものがあるということができる。このように、支援金等の記載の有無が区々となっているのは、不自然であるともいえる。

しかし、上記(1)の認定事実によれば、被告は、亡 A の預貯金通帳の管理をしていたところ、本件ゆうちょ口座には、平成26年5月14日、同年11月19日及び平成27年5月7日に、それぞれ現金で10万円ずつ入金されていることが認められるが、これらの点については本件メモに記載されていない。このことからすると、被告は、亡 A の預貯金の管理全てについて本件メモに記載していたものではないことがうかがわれる。また、上記(1)の認定事実によれば、亡 A が [] 園に入所する2日前に本件七十七口座から400万円が現金で払い戻されていることが認められるところ、被告が同金員を管理していたと認めるに足りる証拠はなく、亡 A が管理していたこともうかがわれる。

以上のとおり認められる亡 A の預貯金の管理体制やその出入金履歴、その記録の有無等を総合すると、被告の上記供述を虚偽のものと断することはできず、別紙1に「○」の記載のあるものについて、被告に不当利得等が成立するものとは認めるに足りないというべきである。

ウ 前提事実(5)及び弁論の全趣旨によれば、別紙1に「○」の記載のあるもののうち、平成22年11月30日に本件労金口座から出金された800円は、固定資産税として出金されていることが認められ、不当利得等が成立するとは認められない。

エ 別紙1に「○」の記載のあるもののうち、平成26年6月6日に本件七十七口座から払い戻された18万円についてみると、上記(1)の認定事実によれば、同払戻しの後、同日に同額が本件七十七口座に入金されていることが認められ、このことに照らすと、同日の18万円の払戻しについて、不当利得等が成立するとは認められない。

5

オ 別紙1に「○」の記載があるもののうち、平成27年5月13日に本件七十七口座から払い戻された9万8199円については、金額が1円単位のものであること、証拠(甲5の51、乙5の6)によれば、同月25日に[]園の同年4月分利用料として同額が支払われていることが認められることに照らし、本件メモへの記載を漏らしたものであると推認され、上記アの本件メモに記載されている払戻しと同様に、不当利得等が成立するとは認められない。

10

カ 別紙1に「○」の記載のあるもののうち、被告が、亡 A が死亡した平成27年7月8日に受けた払戻し(合計382万1079円)については、本件遺言書1により、亡 A から被告に遺贈された財産であると認められるから(なお、亡 A は、同日午前4時2分に死亡していることに照らし、同日の払戻しは、亡 A 死後に行なわれたものと認められる(前提事実(1)ウ、被告本人。)), 同払戻しについて、不当利得等が成立するとは認められない。

15

キ(ア) これに対し、原告は、亡 A は、アルツハイマー認知症と診断され、預貯金に関する管理能力を失っていたから、被告が受けた預貯金の払戻しが亡 A の意思に基づくものとみる余地はない旨主張する。

20

上記(1)の認定事実によれば、なるほど、亡 A にはせん妄等が認められ、亡 A に意思能力を欠く場面があったことがうかがわれるが、他方、亡 A は、平成27年4月24日に[]園の職員が亡 A の入院先の病室に訪れると、調子を聞かれて「あまり良くないです。」とは

25

5 つきりと答えるなど、合理的に受け答えをしていたことも認められ、亡
A に意思能力がある場面があつたこともうかがわれる。そうすると、
亡 A がアルツハイマー認知症に罹患していたことをもつて、直ちに
意思能力がなかつたとまでいふことはできないといふほかない。したが
って、原告の上記主張は、採用することができない。

(イ) 原告は、被告が亡 A の預貯金の払戻しを受けたことは当事者間に
争いがない以上、法律上の原因があることを被告が立証しなければなら
ない旨主張する。

しかし、不当利得の要件である法律上の原因のことその他不当利
10 得等の要件の主張立証責任は、飽くまでその請求者（本件では原告）が
負うものと解され、また、上記認定により認められる被告と亡 A と
の関係や亡 A の預貯金の出入金履歴等に照らすと、本件において、
被告が亡 A の預貯金の払戻しを受けたことをもつて、被告に法律上
の原因なく利得が発生したとの強い推認が働き、立証責任が転換されて
15 被告が法律上の原因があることの立証責任を負うとまで解することはで
きないというべきである。したがつて、原告の上記主張は、採用するこ
とができる。

(ウ) なお、原告は、被告が亡 A のために費消した旨主張する亡 A
20 の預貯金で、原告が第1事件において支払を求めているもののうち亡
A の日常生活費や医療費等として支出したものということができるの
は、別紙3記載のもののうち、同別紙の網掛け部分合計25万8681
円のみであり、これらのうちにも、亡 A のために支出されたことが
明らかでないものが含まれる旨主張する。しかし、同別紙記載の網掛け
がされていない部分のうち、平成22年11月12日の■園の費用及
び平成23年以降の預入金等については、原告が第1事件において支払
25 を求めており、原告の上記主張は、失当である。

2 爭点(3)（遺留分の有無）について

上記1(2)かのとおり、被告は、亡 A の預貯金のうち382万1079円の遺贈を受けたことが認められるところ、被告が他に亡 A から遺贈を受けたと認めるに足りる証拠はないこと、証拠（乙6ないし9、12）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、亡 A の遺産のうち、少なくとも土地（固定資産税評価額551万3356円）、建物（同88万2894円）及び定額預金100万円の合計739万6250円の遺産を相続したことが認められるから、原告の遺留分が侵害されているとは認められない。したがって、被告に対して亡 A の遺産の遺留分減殺を求める原告の主張は理由がない。

3 爭点(5)（本件契約1に基づく貸金債務の消滅時効の成否）について

前提事実(3)によれば、本件借用証1には、「平成19年8月30日まで借用致します。」「右借用金額合計金280万円も借用人所有漁船売却代金全額を入金しだいお支払いをお約束を致します。」との記載があることが認められる。

この点、被告は、当法廷において、本件契約1を締結した平成19年7月27日頃に原告がその所有する漁船を売却する協議をし、売却の仮契約を締結するまでに至っており、その売却代金を被告の原告に対する債務の弁済に充てることを想定していたところ、原告の息子が起こした事件をきっかけに、上記売却の協議は頓挫し、原告所有の漁船の売買契約は締結されないこととなった旨、被告が亡 A から800万円を預かっていたところ、そのうち500万円を上記事件に関する返済金に充て、この500万円について、原告が本件借用証2を作成した旨供述する。また、原告は、当法廷において、漁船の売却代金が入金され次第支払うとの本件借用証1の記載について、船は最初から売る気はなかったと供述する。

そうすると、仮に、本件契約1が成立したものであるとしても、本件契約1に基づく貸金債務の弁済期について、これを最も遅く解釈するとしても、本件借用証1作成時に間もなく入金されることが予定されていた漁船売却代金の入

金時とし、予定されていた漁船の売却が行われないこととなった際には、期限が到来したものとすることとされたものと解される。そうすると、本件借用証1作成時に予定されていた漁船の売却は行われないこととなり、その後被告が500万円を上記事件に関する弁済に充て、同年9月20日付けで本件借用証2が作成されたことに照らし、遅くとも同日までには弁済期が到来していたものというべきである。したがって、本件契約1に基づく貸金債務の消滅時効は完成したというべきである。

4 爭点(8)（本件契約2に基づく貸金債務の消滅時効の成否）について

前提事実(4)によれば、本件借用証2には、「宅地売却しだいお支払いを致します。」との記載があることが認められる。

この点、被告は、当法廷において、本件借用証2の上記記載について、宅地の売却までの期間を想定して記載したものではない旨、原告から貸付けが弁済される可能性は低いと考えており、あまり気を付けずに記載したものである旨供述する。また、原告は、当法廷において、本件借用証2の上記記載について、宅地を売る気はなかった旨供述する。これらの供述によれば、原告及び被告は、本件借用証2の上記記載について、法的意味を付与していたものということはできず、本件借用証2の上記記載は、本件契約2に基づく貸金債務の弁済期を不確定期限として定めたものということはできない。そうすると、本件契約2において弁済期の定めはないものというべきである。

したがって、仮に、本件契約2が成立したものであるとしても、本件契約2に基づく貸金債務につき、契約締結日である平成19年9月20日から相当時間が経過した時点で弁済期が到来したものというべきであるところ、第2事件の訴えの提起日は、同日頃から11年以上が経過した平成30年11月12日であり（顕著な事実）、遅くとも同提起時点までに本件契約2に基づく貸金債務の消滅時効は完成したものと認められる。

5 結語

よって、その余の点を判断するまでもなく、原告の請求及び被告の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

仙台地方裁判所気仙沼支部

5

裁判官

坂浦 美嗣

(別紙①)

【出金履歴①】ゆうちょ銀行／記号番号

取引日	出金額(円)	出金先	備考(取扱店)
H22年			
○ 12月30日	300,000		気仙沼鹿折
H23年			
○ 7月6日	500,000		気仙沼古町／窓口
○ 8月17日	300,000		気仙沼古町
H24年			
○ 2月14日	3,000,000		気仙沼／窓口
H25年			
○ 1月22日	490,000		気仙沼／窓口
○ 3月15日	300,000		気仙沼鹿折
○ 5月24日	300,000		気仙沼
○ 10月16日	300,000		気仙沼鹿折
○ 11月1日	1,000,000		気仙沼／窓口
H26年			
○ 5月27日	1,500,000		気仙沼／窓口
○ 8月28日	300,000		気仙沼鹿折
H27年			
○ 3月12日	300,000		気仙沼鹿折
○ 4月15日	300,000		気仙沼鹿折
○ 7月8日	2,421,079		解約／窓口

合 計 11,311,079 円

【出金履歴②】 七十七銀行・気仙沼支店(普通) 口座番号 [REDACTED]

取引日	出金額(円)	出金先	備考(取引種別・摘要)
H22年			
10月13日	211,800		現金
12月16日	402,915		現金
H23年			
1月26日	277,562		現金
2月18日	217,962		現金
5月23日	343,344		現金
6月21日	269,135		現金
6月21日	350,000		現金
7月12日	137,620		現金
8月17日	141,824		現金
8月26日	6,000		現金
9月20日	131,824		現金
9月30日	6,000		振替／気仙沼介護保険
10月12日	127,620		現金
10月31日	6,000		振替／気仙沼介護保険
11月11日	141,874		現金
11月11日	500,000		現金
11月30日	6,000		振替／気仙沼介護保険
12月12日	15,496		現金
H24年			
1月4日	6,000		振替／気仙沼介護保険
1月12日	42,000		現金
1月12日	336,179		現金
2月14日	146,009		現金
3月14日	151,781		現金
4月16日	136,009		現金
4月23日	16,000		現金
5月1日	4,800		振替／気仙沼介護保険
5月11日	131,370		現金
5月28日	1,000,000		現金
5月31日	4,800		振替／気仙沼介護保険
6月22日	145,699		現金
7月2日	4,800		振替／気仙沼介護保険
7月18日	33,120		現金
7月18日	131,370		現金
7月31日	8,700		振替／気仙沼介護保険
8月21日	500,000		現金
8月21日	160,000		現金
8月31日	8,700		振替／気仙沼介護保険
9月21日	146,458		現金
10月1日	8,700		振替／気仙沼介護保険
10月18日	133,604		現金

11月19日	136,458		現金
12月19日	2,900		現金
12月19日	142,104		現金
H25年			
1月22日	146,458		現金
2月13日	146,458		現金
3月15日	123,397		現金
4月18日	156,458		現金
5月24日	148,443		現金
6月14日	136,807		現金
7月12日	132,443		現金
8月21日	136,807		現金
9月18日	162,007		現金
10月16日	300,000		現金
10月16日	132,443		現金
11月22日	648		現金
11月22日	146,807		現金
⑨ 12月13日	1,000,000		現金
12月13日	144,503		現金
12月13日	648		現金
H26年			
○ 1月14日	138,936		現金
○ 2月17日	149,016		現金
○ 3月24日	145,636		現金
○ 4月23日	148,936		現金
○ 5月14日	134,687		現金
○ 6月6日	180,000		現金
○ 6月6日	1,800,000		現金
○ 6月19日	139,127		現金
○ 7月17日	154,687		現金
○ 8月18日	144,127		現金
○ 9月12日	139,127		現金
○ 10月17日	154,687		現金
○ 11月19日	139,179		現金
○ 12月16日	144,687		現金
H27年			
○ 1月16日	142,927		現金
○ 2月13日	639,127		現金
○ 3月12日	135,808		現金
○ 4月13日	149,127		現金
○ 4月15日	300,000		現金
○ 5月13日	98,199		現金
○ 6月24日	81,506		現金
○ 6月26日	100,000		現金
○ 7月8日	900,000		現金

合計 16,104,390 円

介護保険料合計64,500円を除いた合計は16,039,890円

【出金履歴③】 気仙沼信用金庫・松岩支店(普通)口座番号: [REDACTED]

取引日	出金額(円)	出金先	備考(摘要・取扱店)
H22年			
10月22日	1,380		電気料金(10月分)
10月26日	861		水道料金(ガス、上下水)
11月1日	1,593		電話料金
11月22日	1,392		電気料金(11月分)
11月26日	861		水道料金(ガス、上下水)
11月30日	1,593		電話料金
12月22日	1,565		電気料金(12月分)
12月27日	14,910		NHK
12月27日	861		水道料金(ガス、上下水)
H23年			
1月4日	1,593		電話料金
1月24日	2,066		電気料金(1月分)
1月26日	861		水道料金(ガス、上下水)
1月31日	1,593		電話料金
2月21日	2,331		電気料金(2月分)
2月28日	8,643		水道料金(ガス、上下水)
2月28日	1,593		電話料金
3月4日	28,875		K-NET
3月23日	2,335		電気料金(3月分)
3月31日	1,592		電話料金
4月21日	1,304		電気料金(4月分)
5月2日	512		電話料金
5月24日	3,734		電気料金(5月分)
5月30日	3,885		ショウカイ
5月31日	2,512		電話料金
6月22日	3,622		電気料金(6月分)
6月28日	3,950		ショウカイ
6月30日	5,216		電話料金
7月22日	3,513		電気料金(7月分)
7月26日	2,399		水道料金(ガス、上下水)
7月28日	3,432		ショウカイ
8月1日	5,107		電話料金
8月23日	3,525		電気料金(8月分)
8月26日	861		水道料金(ガス、上下水)
8月29日	10,362		ショウカイ
8月31日	32,600		市町村税(気仙沼市)
8月31日	2,330		電話料金
9月22日	3,915		電気料金(9月分)
9月26日	861		水道料金(ガス、上下水)
9月26日	861		水道料金(ガス、上下水)
9月28日	6,994		ショウカイ
9月30日	2,740		電話料金
9月30日	9,000		固定資産(気仙沼市)
9月30日	35,700		駅前店
10月24日	4,029		電気料金(10月分)
10月26日	2,253		水道料金(ガス、上下水)
10月26日	2,399		水道料金(ガス、上下水)

10月28日	3,109		ショウカイ
10月31日	2,396		電話料金
10月31日	32,600		市町村税(気仙沼市)
10月31日	17,800		後期高齢保険料
11月28日	1,815		水道料金(ガス、上下水)
11月28日	1,961		水道料金(ガス、上下水)
11月28日	7,312		ショウカイ
11月30日	2,086		電話料金
11月30日	8,000		固定資産(気仙沼市)
11月30日	17,800		後期高齢保険料
12月26日	14,910		NHK
12月28日	7,862		ショウカイ
H24年			
1月4日	2,712		電話料金
1月4日	32,000		市町村税(気仙沼市)
1月4日	17,800		後期高齢保険料
1月30日	16,688		ショウカイ
1月31日	2,234		電話料金
1月31日	8,000		固定資産(気仙沼市)
1月31日	17,800		後期高齢保険料
2月28日	23,188		ショウカイ
2月29日	3,491		電話料金
2月29日	32,000		市町村税(気仙沼市)
2月29日	17,800		後期高齢保険料
3月28日	16,482		ショウカイ
4月2日	2,432		電話料金
4月2日	8,000		固定資産(気仙沼市)
4月2日	17,800		後期高齢保険料
5月1日	1,878		電話料金
5月1日	16,605		ショウカイ
5月31日	1,854		電話料金
7月2日	1,957		電話料金
7月2日	34,700		市町村税(気仙沼市)
7月31日	2,516		電話料金
7月31日	31,800		後期高齢保険料
8月31日	2,921		電話料金
8月31日	33,000		市町村税(気仙沼市)
8月31日	31,600		後期高齢保険料
10月1日	4,584		電話料金
10月1日	10,800		固定資産(気仙沼市)
10月1日	31,600		後期高齢保険料
10月31日	2,321		電話料金
11月30日	2,380		電話料金
11月30日	7,000		固定資産(気仙沼市)
12月26日	13,380		NHK
H25年			
1月4日	2,738		電話料金
1月4日	7,000		固定資産(気仙沼市)
1月31日	5,159		電話料金
2月28日	2,203		電話料金
2月28日	7,000		固定資産(気仙沼市)
4月1日	7,390		電話料金
4月30日	2,068		電話料金
5月31日	2,621		電話料金

7月1日	2,793		電話料金
7月31日	2,652		電話料金
7月31日	10,800		固定資産(気仙沼市)
9月2日	3,248		電話料金
9月30日	5,585		電話料金
9月30日	7,000		固定資産(気仙沼市)
10月31日	2,531		電話料金
12月2日	4,800		電話料金
12月2日	7,000		固定資産(気仙沼市)
12月26日	13,600		NHK
H26年			
1月6日	1,989		電話料金
1月6日	7,000		固定資産(気仙沼市)
1月31日	3,041		電話料金
2月28日	2,801		電話料金
3月31日	2,876		電話料金
4月30日	2,164		電話料金
6月2日	2,151		電話料金
6月2日	10,800		固定資産(気仙沼市)
6月30日	1,992		電話料金
6月30日	7,400		市町村税(気仙沼市)
7月31日	2,421		電話料金
7月31日	7,000		固定資産(気仙沼市)
9月1日	2,269		電話料金
9月1日	6,000		市町村税(気仙沼市)
9月30日	2,274		電話料金
9月30日	7,000		固定資産(気仙沼市)
10月31日	10,594		電話料金
12月1日	4,120		電話料金
12月1日	7,000		固定資産(気仙沼市)
12月26日	14,246		NHK
H27年			
1月5日	2,544		電話料金
2月2日	2,289		電話料金
3月2日	4,599		電話料金
3月31日	2,061		電話料金
4月30日	2,789		電話料金
6月1日	2,667		電話料金
6月1日	8,900		固定資産(気仙沼市)
6月30日	3,273		電話料金
7月8日	500,000		駅前店
7月31日	2,653		電話料金
7月31日	8,000		固定資産(気仙沼市)
8月31日	2,529		電話料金
9月30日	4,334		電話料金
9月30日	8,000		固定資産(気仙沼市)
11月2日	2,117		電話料金
11月30日	2,165		電話料金
11月30日	8,000		固定資産(気仙沼市)
12月28日	13,990		NHK
H28年			
1月4日	2,403		電話料金

○

【出金履歴④】 東北労働金庫・気仙沼支店(普通)口座番号: [REDACTED]

取引日	出金額(円)	出金先	備考(摘要・取扱店)
H22年			
○ 11月30日	8,000		固定資産税
○ 12月10日	2,089,003		解約

合 計 2,097,003 円

(別紙2)

施設利用料一覧表

日付	金額
平成23年6月6日	115,008円
平成23年6月6日	131,824円
平成23年7月14日	127,620円
平成23年8月23日	131,824円
平成23年9月15日	131,824円
平成23年10月19日	127,620円
平成23年11月14日	131,824円
平成23年12月14日	1,500円
平成24年1月20日	130,170円
平成23年12月請求分(※)と相殺	-1,500円
平成24年1月20日	136,009円
平成24年2月15日	136,009円
平成24年3月19日	127,331円
平成24年4月17日	136,009円
平成24年5月22日	131,370円
平成24年6月14日	135,699円
平成24年7月27日	131,370円
平成24年8月18日	134,958円
平成24年9月17日	136,458円
平成24年10月20日	133,604円
平成24年11月22日	136,458円
平成25年1月6日	132,104円
平成25年1月28日	136,458円
平成25年2月26日	136,458円
平成25年3月22日	123,397円
平成25年4月20日	136,458円
平成25年5月29日	132,443円
平成25年6月16日	136,807円
平成25年7月27日	132,443円
平成25年8月22日	136,807円
平成25年9月24日	136,807円
平成25年10月22日	132,443円
平成25年11月24日	136,807円
平成25年12月24日	134,503円
平成26年1月24日	138,936円
平成26年2月22日	138,936円
平成26年4月1日	125,636円
平成26年4月27日	138,936円
平成26年5月23日	134,687円
平成26年6月22日	139,127円
平成26年7月17日	134,687円
平成26年8月28日	139,127円
平成26年9月15日	139,127円
平成26年10月24日	134,687円
平成26年11月29日	139,127円
平成26年12月21日	134,687円
平成27年1月30日	139,127円
平成27年2月27日	139,127円
平成27年3月11日	125,808円
平成27年4月27日	139,127円
平成27年5月25日	98,199円
平成27年6月28日	76,506円
平成27年7月16日	134,532円
平成27年7月16日	20,758円
合計	6,757,808円

※

(別紙3)

平成22年

日付	支払先	金額(円)	備考
7月7日	外科	340	
7月7日	と薬局	140	
7月13日	園	104,070	6月分利用料
8月17日	園	36,189	6月分利用料
8月17日	園	221,275	7月分利用料
9月17日	園	221,275	8月分利用料
9月17日	園	10,000	預入金
10月14日	園	213,195	9月分利用料
11月12日	園	10,000	預入金
12月9日	園	187,440	10月分利用料
12月9日	園	176,580	11月分利用料
【合計】		1,180,504	

うち、本件請求から除外して
いない支出の合計
(網掛け部分の合計)

580

平成23年

日付	支払先	金額(円)	備考
1月12日	園	187,562	12月分利用料
1月12日	園	20,000	預入金
1月25日	園	10,000	預入金
2月16日	園	187,962	1月分利用料
4月11日	園	155,382	2月分利用料
4月11日	園	187,962	3月分利用料
6月6日	園	12,303	4/1~3利用料
6月6日	園	115,008	4月分利用料
6月6日	園	131,824	5月分利用料
6月6日	園	10,000	預入金
7月14日	園	127,620	6月分利用料
7月14日	園	10,000	預入金
8月23日	園	131,824	7月分利用料
8月23日	園	10,000	預入金
8月26日	介護保険料	6,000	
9月15日	園	131,824	8月分利用料
9月30日	後期高齢者医療保険料	35,700	1期・2期
10月19日	園	127,620	9月分利用料
11月14日	園	131,824	10月利用分
11月14日	園	10,000	預入金
11月30日	園	10,000	預入金
12月12日	イオン	3,996	下着・靴下
12月14日	園	1,500	11月分利用料
12月14日	園	10,000	預入金
【合計】		1,765,911	

うち、本件請求から除外
 ていない支出の合計
 (網掛け部分の合計) 3,996

平成24年

日付	支払先	金額(円)	備考
1月12日	介護保険	42,000	
1月20日	園	130,170	11月分利用料
1月20日	園	136,009	12月分利用料
1月20日	園	10,000	預入分
1月27日	保険事務所	14,450	保険料
2月14日	園	136,009	1月分利用料
2月14日	園	10,000	預入分
3月19日	園	127,331	2月分利用料
4月17日	園	136,009	3月分利用料
4月17日	園	10,000	預入分
5月22日	園	131,370	4月分利用料
6月14日	園	135,699	5月分利用料
6月14日	園	10,000	預入分
7月27日	園	131,370	6月分利用料
7月27日	園	10,000	預入分
8月18日	園	134,958	7月分利用料
8月18日	園	15,042	預入分
9月17日	園	136,458	8月分利用料
9月17日	園	10,000	預入分
10月20日	園	133,604	9月分利用料
11月22日	園	136,458	10月分利用料
12月9日	イオン	2,850	敷毛布2枚
1月6日	園	132,104	11月分利用料
1月6日	園	10,000	預入分
【合計】		1,881,891	

うち、本件請求から除外
ていない支出の合計
(網掛け部分の合計) 17,300

平成25年

日付	支払先	金額(円)	備考
1月28日	園	136,458	12月分利用料
1月28日	園	10,000	預入金
2月26日	園	136,458	1月分利用料
2月26日	園	10,000	預入金
3月22日	園	123,397	2月分利用料
3月22日	園	10,000	預入金
4月20日	園	136,458	3月分利用料
4月20日	園	10,000	預入金
5月29日	園	132,443	4月分利用料
5月29日	園	10,000	預入金
6月16日	園	136,807	5月分利用料
7月28日	園	132,443	6月分利用料
8月22日	園	136,807	7月分利用料
8月22日	園	10,000	預入金
9月24日	園	136,807	8月分利用料
9月24日	園	10,000	預入金
10月22日	園	132,443	9月分利用料
11月24日	園	136,807	10月分利用料
11月24日	園	10,000	預入金
12月24日	園	134,503	11月分利用料
12月24日	園	10,000	預入金
【合計】		1,701,831	

うち、本件請求から除外
ていない支出の合計
(網掛け部分の合計)

0

平成26年

日付	支払先	金額(円)	備考
1月24日	園	138,936	12月分利用料
2月22日	園	138,936	1月分利用料
2月22日	園	10,000	預入金
3月31日	園	10,000	預入金
4月1日	園	125,636	2月分利用料
4月27日	園	138,936	3月分利用料
4月27日	園	10,000	預入金
5月23日	園	134,687	4月分利用料
6月22日	園	139,127	5月分利用料
6月22日	園	10,000	預入金
7月17日	園	134,687	6月分利用料
7月17日	園	10,000	預入金
8月28日	園	139,127	7月分利用料
9月15日	園	139,127	8月分利用料
10月24日	園	134,687	9月分利用料
10月24日	園	10,000	預入金
11月29日	園	139,127	10月分利用料
12月21日	園	134,687	11月分利用料
12月21日	園	10,000	預入金
【合計】		1,707,700	

うち、本件請求から除外
ていない支出の合計
(網掛け部分の合計)

0

平成27年

日付	支払先	金額(円)	備考
1月30日	園	139,127	12月分利用料
2月13日	園	139,127	1月分利用料
3月11日	園	125,808	預入金
4月16日	ツルハ	602	ガーゼ・お尻ふき
4月16日		6,470	パジャマ・肌着
4月17日	ツルハ	1,274	ウェッティ・口内スポンジ
4月27日	園	139,127	3月分利用料
4月27日	園	10,000	預入金
4月29日	セイムス	2,606	紙オムツ・お尻ふき
4月30日	病院	29,480	
4月30日	病院	2,700	オムツ代
5月1日	ツルハ	3,834	ミルトン・お尻ふき・シート
5月4日	ツルハ	2,420	紙オムツ・お尻ふき・計量カップ
5月7日	ツルハ	1,509	尿取りバンド
5月7日	器械店	7,074	栄養セット・カテーテル先
5月14日	病院	42,850	
5月16日	ツルハ	1,077	
		393	
5月18日	病院	43,700	11月分利用料
5月19日	ツルハ	556	お尻ふき
5月25日	園	98,199	4月分利用料
5月24日	ツルハ	346	水・お尻ふき
5月26日	病院	69,670	
5月26日		1,690	パジャマ
6月28日	園	76,506	5月分利用料
7月3日	ツルハ	891	お尻ふき
7月6日	ツルハ	1,833	紙オムツ
7月16日	園	155,290	6・7月分利用料
7月16日	病院	48,010	
【合計】		1,152,169	

うち、本件請求から除外
ていない支出の合計
(網掛け部分の合計)

236,805

これは正本である。

令和2年2月12日

仙台地方裁判所氣仙沼支部

裁判所書記官 内 海 英 美

